

令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への運営支援として、伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給の対象等)

第2条 給付金の支給の対象となる者は、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の規定に基づく別表に掲げる高齢者施設等のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 伊勢原市内に所在していること。
- (2) 令和8年1月1日以前に神奈川県又は伊勢原市の指定等を受けて、申請日時点で現に運営していること。

2 給付金の支給を受けた支給対象事業者は、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めるものとする。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、別表の支給単価のとおりとする。

(支給の申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金に係る支給申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（サービス別一覧）（第1号様式別添1）
- (2) 申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、給付金の支給の決定をしたときは令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金支給決定通知書（第2号様式）により、給付金の不支給を決定したときは令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金不支給

決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の決定をしたときは、支給対象事業者に対し速やかに給付金の支給を行うものとする。

（報告及び調査）

第6条 市長は、給付金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（決定の取消し）

第7条 市長は、給付金の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金支給決定取消通知書（第4号様式）により通知し、支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合

(2) 給付金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合

(3) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたことが判明した場合

（給付金の返還）

第8条 市長は、給付金の支給の決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

（書類の整備等）

第9条 給付金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を給付金の支給を受けた日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 給付金の支給を受けた事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第10条 給付金の支給を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所在地・住所、氏名又は法人名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和8年1月30日告示第18号）

この告示は、令和8年2月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

高齢者施設等

区分	事業所・施設種別	支給単価
1	訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援及び介護予防支援	1事業所当たり 15,000円
2	通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	1事業所当たり 40,000円
3	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	1事業所当たり 25,000円
4	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅	令和8年1月1日 時点における定員 1人当たり 7,500円

備考

- 1 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。
- 2 介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所のうち、通所型サービス事業所は上表の通所介護事業所（通常規模型）と、訪問型サービス事業所は上表の訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じ取り扱いとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- 4 介護保険法第71条第1項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされる保険医療機関を除く。
- 5 高齢者施設等の空床を用いて実施している短期利用については、補助の対象としない。

伊勢原市長 殿

(法人等の住所)
(法人等の名称)
(代表者職名・氏名)

令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金に係る支給申請書兼請求書

令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金支給要綱第4条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金の支給を申請します。

請求額 円

1 申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本給付金を返還します。

2 振込先

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
口座種別		口座番号	
口座名義 (漢字)		口座名義 (カナ)	

(添付書類)

- 1 事業所・施設別申請額一覧(サービス別一覧)(別添1)
- 2 申請に係る施設・事業所の指定通知書の写し等、事業開始日を確認できる書類

作成責任者： _____
担当者： _____
連絡先： _____

(第1号様式別添1) 事業所・施設別申請額一覧 (サービス別一覧)

No ・	介護保険 事業所番 号(※1)	事業所・施設名	サービス種別	定員 (※2)	電話番号	郵便番号	住所	当該事業者・施設 に係る支給申請額 (千円)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※1 介護保険事業所のみ事業所番号を記載

※2 入所系のサービスのみ定員を記載

第2号様式（第5条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
令和 年 月 日

令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金支給決定通知書

様

伊勢原市長 萩原鉄也 印

年 月 日付けで申請のありました令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金の支給については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 給付金支給決定額 円

2 支給条件

第3号様式（第5条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金不支給決定通知書

様

伊勢原市長 萩原鉄也 印

年 月 日付けで申請のありました、令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金については、不支給とすることを決定したので通知します。

1 不支給の理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金支給決定取消通知書

様

伊勢原市長 萩原 鉄也 印

年 月 日 伊勢原市指令（ ）第 号で支給決定しました
令和7年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金につきまして、支給決定
を取り消しましたので通知します。

1 支給決定取消理由

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。